

内閣参質一九〇第一五二号

平成二十八年六月十日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員松沢成文君提出道路交通法に基づく駐車監視員による駐車違反の取り締まりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松沢成文君提出道路交通法に基づく駐車監視員による駐車違反の取り締まりに関する質問
に対する答弁書

一について

都道府県公安委員会においては、物流に伴う駐車需要にも配慮し、例えば、駐車禁止規制が実施されている道路の一部の区間について、駐車禁止規制の対象から一定の条件下で貨物自動車を除外するなどの措置を講じているものと承知している。

二について

国土交通省においては、まちづくりの観点や物資の円滑な流通を図る観点から、都市における荷さばき駐車需要に対応するため、地方公共団体が行う荷さばきスペースの確保に向けた社会実験等に対する支援、荷さばきスペースを無料で提供している地方公共団体の取組事例の紹介等を行つており、こうした取組を通じて、引き続き、荷さばきスペースの確保等に向けた施策を推進してまいりたい。

三について

国土交通省においては、都市における荷さばき駐車需要に対応するため、「標準駐車場条例の改正につ

いて」（平成六年一月二十日付け都再発第三号建設省都市局長通知）により、建築物における駐車施設の附置等について定める駐車場条例のひな形である標準駐車場条例（平成三年十一月一日付け都再発第百三号建設省都市局長通知）を改正し、荷さばきのための駐車施設の附置に関する条項を追加し、地方公共団体に通知したところである。

また、国土交通省が定期的に開催している全国駐車場政策担当者会議等において、地方公共団体に対し、荷さばきのための駐車施設の附置に関する条例の制定等に関する情報提供を行つてゐるところであり、今後とも、地方公共団体が地域の実情に応じて行う荷さばきのための駐車施設の附置に関する条例の制定等が進むよう、情報提供等を積極的に行つてまいりたい。